

令和3年度社会福祉法人等に対する指導監査の結果

1 指導監査の実施状況

令和3年度の指導監査は、茨木市社会福祉法人等指導監査の実施に関する規則、実施方針及び実施計画に基づき、本市が所管する社会福祉法人22法人のうち11法人及び社会福祉施設等69施設に対し、本部運営（社会福祉法人のみ）、会計管理、職員処遇、利用者支援及び食事提供について実地による指導監査を実施したものであり、その内訳については次のとおりである。

○指導監査の実施状況（令和3年度）

		対象法人・施設等数	実施法人・施設等数	実施率
社会福祉法人		22	11	50%
保育所（私立）		13	13	100%
保育所（公立）		5	5	100%
認定こども園	幼保連携型認定こども園	29	29	100%
	保育所型認定こども園	1	1	100%
家庭的保育事業等	小規模保育事業	19	19	100%
	事業所内保育事業	2	2	100%
特別養護老人ホーム（定員29人以下）		5	0	0%
合 計		96	80	83%

2 指導監査の結果の概要について

(1) 法人運営に関するもの

社会福祉法人11法人に対して監査を実施したところ、本部運営で16件、本部会計で8件の文書指摘があった。本部運営の指摘事項では「評議員会について」が全体の50%、本部会計では「会計書類について」が全体の50%あった。

(2) 施設等運営に関するもの

社会福祉施設等69施設に対して監査を実施したところ、施設会計で17件、職員処遇で27件、利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）で6件、食事提供で26件の文書指摘があった。

施設会計の指摘事項では「収入について」が全体の70%、職員処遇では「職員配置について」「規則・規程関係について」が全体の81%、利用者支援（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）では「施設設備について」が全体の67%、食事提供では「衛生管理について」が全体の69%あった。

指摘事項ごとの数及び割合については、次項に記載する。

3 指導監査の指摘事項について

【法人に対する文書指摘】

(本部運営)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 定款について	0	0%
2 内部管理体制について	0	0%
3 評議員について	2	13%
4 評議員会について	8	50%
5 理事について	0	0%
6 監事について	1	6%
7 理事会について	5	31%
8 会計監査人について	0	0%
9 役員等の報酬について	0	0%
10 情報の公表について	0	0%
11 その他	0	0%
合 計	16	-

※文書指摘事項の主な例

3 評議員について

- ・評議員、理事及び監事の選任手続きにおいて、当該候補者に対して暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認すること。

4 評議員会について

- ・評議員会の決議に際し、特別の利害関係を有する評議員の有無を確認すること。
- ・評議員会の招集については、理事会の決議により評議委員会の日時及び場所等を定め、通知すること。
- ・評議員会の招集通知を省略する場合には、評議員全員の同意を得るとともに、同意があったことが客観的に確認できる書類を保存すること。

7 理事会について

- ・理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存については、役員全員分について保存すること。
- ・法令、定款に定めるところにより、理事長は理事会において毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上職務の執行の状況を理事会に報告すること。

(本部会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合
1 会計管理について	1	13%
2 会計書類について	4	50%
3 出納事務について	0	0%
4 財産管理について	2	25%
5 決算について	0	0%
6 収入について	1	13%
7 支出について	0	0%
8 その他	0	0%
合 計	8	-

※文書指摘事項の主な例

2 会計書類について

- ・ 計算書類の作成に関して、収益・費用を直接相殺することなく、それぞれ総額をもって表示すること。
- ・ 拠点区分で作成する拠点区分資金収支計算書及び拠点区分事業活動計算書は、勘定科目を小区分まで記載すること。

4 財産管理について

- ・ ギフト券紛失の再発防止のため、ギフト券の出入についても現金出納帳に準じた受払簿を備置くなど、管理体制を徹底すること。

6 収入について

- ・ 物品の寄附を受けた際は、取得時の時価により寄附金収益(収入)に計上するとともに、当該物品の用途に対応する支出科目に計上すること。

【施設に対する文書指摘】

(施設会計)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 会計管理について	3	18%	1	0	2	0	0
2 会計書類について	0	0%	0	0	0	0	0
3 出納事務について	2	12%	1	0	1	0	0
4 財産管理について	0	0%	0	0	0	0	0
5 決算について	0	0%	0	0	0	0	0
6 収入について	12	70%	3	0	9	0	0
7 支出について	0	0%	0	0	0	0	0
8 その他	0	0%	0	0	0	0	0
合 計	17	-	5	0	12	0	0

※文書指摘事項の主な例

1 会計管理について

- ・会計責任者(本部)と固定資産管理責任者が同一人物となっているため、経理規程第53条の規定に抵触しないよう、是正すること。

3 出納事務について

- ・物品の寄附について、取得時の価額に換算し、寄附金収益に計上するとともに、当該物品の用途目的に対応する支出科目に計上すること。

6 収入について

- ・施設及び設備の整備のために受領した補助金にて取得した物品について、国庫補助金等特別積立金を積立すること。
- ・令和2年度中に受領した寄附金が翌年度に入金されているのが見受けられたので、帰属する年度で計上すること。

(職員処遇)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 職員配置について	9	33%	3	0	2	4	0
2 職員会議・研修について	0	0%	0	0	0	0	0
3 人事管理について	2	7%	0	0	0	2	0
4 規則・規程関係について	13	48%	4	0	0	9	0
5 健康管理について	1	4%	1	0	0	0	0
6 非常災害対策について	2	7%	0	0	1	1	0
合 計	27	-	8	0	3	16	0

※文書指摘事項の主な例

1 職員配置について

- ・保育士配置について、配置基準を満たさない日が見受けられたので、適切に配置すること。
- ・有資格者の数が、職員数の配置基準を下回っている時間帯が見受けられるため、是正すること。

3 人事管理について

- ・今年度未払いの賃金について、漏れなく今年度分の給与として支払うこと。

4 規則・規程関係について

- ・育児・介護休業などにおいて、法に定める一定のものを除外する場合は、労使協定を締結すること。
- ・給与から法定控除以外（税等）を控除するには、労働基準法第24条の協定が必要となるため、労働者の過半数を代表する者と締結すること。

5 健康管理について

- ・職員の雇入時、健康診断について法定の項目を漏れなく受診すること。

6 非常災害対策について

- ・避難訓練は実施されているが、消火訓練が実施されていないため、毎月1回以上、避難及び消火訓練を実施すること。

(利用者支援(保育所・認定こども園・家庭的保育事業等))

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳			
			保育所(私立)	保育所(公立)	認定こども園	家庭的保育事業等
1 施設設備について	4	67%	1	1	1	1
2 保育方針計画について	0	0%	0	0	0	0
3 保育実施状況について	2	33%	1	0	0	1
4 健康管理について	0	0%	0	0	0	0
5 保育時間及び一斉休園について	0	0%	0	0	0	0
6 事故発生の防止等について	0	0%	0	0	0	0
7 苦情解決体制等について	0	0%	0	0	0	0
合計	6	-	2	1	1	2

※文書指摘事項の主な例

1 施設設備について

- ・子どもの安全性確保のため、保育室の棚の上の備品の落下防止対策を講じること。
- ・子どもの安全性確保のため、2歳児室内手洗い場の洗剤について、児童の手の届かないところにて保管すること。

3 保育実施状況について

- ・個人情報については、人目につかないところに保管するよう改めること。

(食事提供)

文書指摘事項	文書指摘数	割合	内訳				
			保育所 (私立)	保育所 (公立)	認定こ ども園	家庭的 保育事 業等	特別養 護老人 ホーム
1 運営形態・栄養管理について	6	23%	2	0	1	3	0
2 食事内容について	0	0%	0	0	0	0	0
3 運営状況について	1	4%	0	0	1	0	0
4 他機関の指導・助言等について	0	0%	0	0	0	0	0
5 給食経費について	0	0%	0	0	0	0	0
6 衛生管理について	18	69%	2	6	4	6	0
7 その他	1	4%	0	0	0	1	0
合 計	26	-	4	6	6	10	0

※文書指摘事項の主な例

1 運営形態・栄養管理について

- ・ 食事の提供について、搬入方法による場合は、①連携施設②同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業所、社会福祉施設等のいずれかの施設からとすること。
- ・ 給与栄養量が給与栄養目標量を満たしていないため献立内容の見直しを行うこと。

6 衛生管理について

- ・ 温かい状態で提供される食品以外のものについて、調理終了後提供まで30分以上を要する場合は、10℃以下で保存すること。
- ・ 厨房内の網戸に破れが見られたため、昆虫等の侵入を防止するため修繕すること。
- ・ 保存食について、原材料・調理済み食品ともに50g程度を保存すること。また、-20℃で保存していることを確認するため、温度計を設置すること。